

○厚生労働省告示第四百号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項及び第六項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十五日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表第1に次のように加える。

1089 中心静脈留置型経皮的体温調節装置システム

1090 神経内視鏡用バズーシカテーター

別表第2に次のように加える。

1791 患者適合型単回使用関節手術用器械